

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第72号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第357号）

事件名：「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書に該当するもの全て（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年5月13日付け情報公開第00752号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

不開示決定の取消し。

本件開示請求の根拠とした文書（2013-00267-0014-1 MG）を見る限り、文書作成の決裁が行われているので、少なくとも文書は作成されたはずである。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書に該当するもの全て。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書に該

当するもの全て。」である。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件対象文書請求の根拠とした文書を見る限り、文書作成の決裁が行われているので、少なくとも文書は作成されたはずである。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分取消しを求めている。
- (2) しかしながら、本件調査研究の委託先である「外務省安全保障法制研究会」（実施計画段階の名称は「国際平和協力に関する一般法研究会」）においては、平成16年度に論点整理を行い、次年度に総合的な調査・研究を実施することとしていたため、計8回行われた研究会会合では、各会合のテーマに関する論点整理ペーパー以外に研究成果等をまとめた文書は作成しておらず、また次年度以降は研究会が開催されなかったため、いずれにしても本件調査研究に係る報告書は作成されていない。この事実については、別件の異議申立てに対し、情報公開・個人情報保護審査会から交付された平成26年度（行情）答申第457号により是認されている。
- (3) したがって、異議申立人による、少なくとも文書は作成されたはずであるとの主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月25日 | 審議 |
| ④ 同年9月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書である。

諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず不存在であるとして、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問

庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」に係る報告書である。同調査研究は、国際平和協力の在り方について政府内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為（活動）の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的として、平成16年2月ないし同年11月の間、8回にわたり、有識者への委託研究により「外務省安全保障法制研究会」として会合を開催する形で行われた。

イ 上記アの8回の会合では研究成果等をまとめた報告書は作成していない。

ウ 同調査研究の関連文書は全て行政文書ファイル「安保概念3」につづられていることから、同ファイルも確認したが、報告書の存在は確認できなかった。本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、同調査研究に関する文書がつづられている行政文書ファイルの存在は確認できず、報告書の存在は確認できなかった。

エ なお、行政文書ファイル「安保概念3」につづられている行政文書は、異議申立人からの別件の開示請求に対し、全て特定の上、一部開示を行っている。

- (2) 諮問庁から異議申立人が異議申立書で言及している「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究に係る経費の支出について」と題する決裁文書を含む行政文書ファイル「安保概念3」の提示を受けて確認したところ、同調査研究の目的、開催状況等は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、また、行政文書ファイル「安保概念3」には報告書の存在は確認できないことについても諮問庁の上記(1)ウの説明のとおりと認められる。さらに、外務省安全保障法制研究会の会合は平成15年度から平成16年度にかけて行われていることから、諮問庁から、同研究会の担当課が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得した行政文書を保存した行政文書ファイルが登録されている行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、開示請求時点で、同研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルは存在していないと認められ、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久